

令和5年度第4回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会 会議要録

日 時：令和5年12月8日（金） 午後6時30分から8時30分まで
場 所：市役所西棟 813会議室
出席委員：7人

会議内容の要点

次のとおり（ただし、議事の概要を記載した要点筆記とする。）

1 議事

(1) 令和5年度第3回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会会議要録（案）について

[事務局が作成した原案のとおり確定することとした。]

(2) 武蔵野市個人情報管理規程の制定について（諮問）

[事務局より、武蔵野市個人情報の保護に関する条例第15条第2号において、個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合は、審議会に諮問することができる旨定めていることから、当該基準に該当する武蔵野市個人情報管理規程の制定にあたり、本審議会に諮問すること及びその概要について説明を行った。その後、以下のとおり質疑応答があった。]

【会 長】 ただいまの説明について、意見や質問はありますか。

【委 員】 情報セキュリティポリシーと今回の規程とをそれぞれどのように位置づけるかという点で苦慮されているとお伺いしましたが、気になった点として、規程では、第1章で、各関係者及び管理体制に関する条項があるわけですが、総括保護管理者は副市長が務めることとなることから、おそらく従前の情報セキュリティポリシーにおいて副市長がトップであったという点を踏襲し、そのようにしていることと考えています。

ただ、おそらく総括保護管理者がトップの体制で規程上の管理体制を構築することになっている一方で、いざ事故が起こった際には、安全確保や公表の規定において市長が突如現れてきます。おそらく個人情報の取扱いについて改正された後の課題認識としては、事後に漏えいが起こらないようにするという内容と、漏えいが生じ、事案が発生した場合の対応という内容の大きく2つに分かれているということかと思えます。事後的な対応については第34条以下で、事実上市長がトップになるという趣旨かと思えますが、公表したり、通知をしたりということを行うこととなっており、規程の中で市長の位置づけが不明確である一方で、事故が起こったときには市長がトップになって対応するというような点が少し気になりました。

もしかすると、ほかの自治体では総括保護管理者が同時に第34条や第35条の対応をするという想定もあるものと思っています。または、市長が総括保護管理者でもあるような規定が、もしかしたらほかの自治体ではあるのかもしれませんが。そうし

た役割に関する規程ぶりの悩ましきみたいなものが気になりました。

あと、第35条については、おそらく国の指針をそのまま引用して条文案としたと見ていますが、第1項と第2項との関係があまりよくわからないことと、実際に漏えい事故が起こったときにきちんと条文が適用され機能しなければならないという中で、例えば第35条第2項は「市民の不安を招きかねないものであると認められるとき」という文言がある中で、市民の不安を招きかねないかどうかは具体的にどのような基準をもとに判断されるかを考えた際に、ほとんど機能せず、結果としてこの文言があっても何も規定していないのと同じではないかという懸念があります。

不安とかそのような文言は削除し、必要なときには情報提供を行うなどとして、よりすっきりした規定としたほうがよいかもしれません。あるいは、これを具体的な基準とすべきであれば、条文中に例示を入れたり、具体的な判断基準になるような文言にしたりしないと、実際に事故が起きたときにどのように当てはめればよいのかについて判断がつかなくなるおそれがあるため、恣意的な判断とならないような規定にすることが望ましいと思われまます。

ただ、指針を基準化したものであるということは理解しておりますので、あくまでも意見として述べました。

【事務局】 今回資料として比較表を用意したとおり、安全管理措置規程の整備については、国から提示されている指針にのっとって行うという考えが根底にあります。基本的には、その考えからなるべく逸脱しないようにするという意味で、国の指針をほぼ同じような形で横引きし、整備することを想定しています。

国の指針では、主語が記載されていないため、項目ごとに主語としてふさわしいものを規定することを想定しています。先ほどの総括保護管理者の部分等については、もともと情報セキュリティポリシーが先行している中で、それとの齟齬を生じさせないように、また国から示された指針ともマッチするような形で規定しています。

公表の部分等について、漏えい等があった場合の報告等に関しては、別途、個人情報保護法の第68条に、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして（中略）個人情報保護委員会に報告しなければならない」という規定があります。ここで規定されている主語は「行政機関の長等」であり、市長が該当することとなります。今回、新たに定める個人情報管理規程においては、基本的には総括保護管理者としての副市長がトップになる一方で、この報告等の部分については、法律の規定上は市長を指すという構成であるため、当該部分については市長を主語としています。

また、ご質問いただいた第35条第1項及び第2項に関する実効性の部分等については、実効性のあるものとするためにどのような規定ぶりにすべきかという点については、非常に悩ましい部分であります。内容について、基本的には国が定めている指針から極力逸脱しないような形で条文案としてお示ししているところですが、内容については実効性を持たせられるような形で、運用面において担保していき

いと考えています。

情報セキュリティポリシーは、内部管理規程として情報資産の保護に関し、そのトップが副市長であることを念頭に置いて定められた規定です。そうした趣旨から、情報資産の保護に関する規定上のトップが副市長であるならば、個人情報の保護に関しても、一般的な内部管理規程のエリアにおいては副市長がトップであるべきであるという考えで規程案を作成しています。

情報セキュリティポリシーにおいても事故があった場合の取扱いについて規定がされており、副市長がトップとなっていますが、今回制定する規程の第34条及び第35条については、あまり情報セキュリティポリシーの中で書き込まれてこなかった対外的な取扱いについて規定するものです。その責任者が市長又は副市長のどちらが望ましいかについて、情報セキュリティポリシーの規定ぶりとは完全には一致してはいませんが、対外的に説明したり、報告したりする部分については、その責任者は市長であるべきだという形で整理して規程案としていますが、その結果として、違和感を生じさせてしまったと思っています。

やはり、事務局としてはこのような形で運用することになるとは思っていますが、規定ぶりがあまりよくないということについては、ご指摘のとおりかと思えます。

【委員】 様々な背景があることだと思いますので、指摘だけさせていただいて、今後検討いただければと思います。

【会長】 第35条第2項の実効性を持たせることは大変だということがよくわかりました。

「市長は、当該事案が市民の不安を招きかねないものであると認められるときは、当該事案の内容、発生の経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする」という規定において、「市民の不安を招きかねない」ということについてここまで規定するのであれば、市長の判断で必要と認めるものについて行うという規定のほうが、すっきりしてよいのではないかと思いました。

【事務局】 これは個人情報保護委員会に報告しなければいけないという大前提がある中で、要配慮個人情報を漏えいした場合や、一般の個人情報であれば何人以上のものを漏えいした場合など、件数、背景又は情報の内容が、ある程度の条件に合致した場合には報告しなければならないということがあります。おそらく、このように運用していくことになると思います。ただ、具体的にどのようなものが報告事案になっているかについて、全て把握しきれてはいないため、会長や委員からご指摘のあったような整理で特段問題がなければ、そのような形で整理し直すということでしょうか。

[全委員からの同意あり]

【事務局】 それでは、そのような形で整理し直していきたいと思えます。ただ、検討し直してみても不都合があるようであれば、各委員にその経緯を報告したいと思えます。そのような場合には、結果として原案のままで制定するという事で進めさせていただくこともあるかと思えますがいかがでしょうか。

【会 長】 委員、いかがですか。

【委 員】 意見として、不安を招くとかそのような表現をするぐらいであれば、もう少しすっきりさせる方向で検討していただきたいという考えがありますので、検討いただけるということであればそのようにお願いしたい。

【会 長】 ほかにいかがでしょうか。

【委 員】 今回の会長と委員の意見には私も賛成です、というのが一つです。あと、細かくなりますが、資料3の17ページの「記録機能を有する機器・媒体の接続制限」というところで、その隣の欄を見ると「外部記録媒体の使用は、原則として禁止すること」とあります。おそらく、これはUSBメモリみたいなものを想定されていると思いますが、同じように情報が漏れるケースとして、実際にプリンタで印刷したものの取扱いの問題があると思いますが、それはどこかでルールとして規定されているのでしょうか。印刷してその紙を持ち出せない、持ち出してはいけないという趣旨の規定のことです。

【会 長】 事務局よろしくをお願いします。

【事 務 局】 一度確認させていただきますので少々お待ちください。

【委 員】 追加で、外部記録媒体の使用は原則として禁止することと書いてあった後のほうに、「業務に支障が出るなどやむを得ない場合には、情報セキュリティ実施責任者の許可を得て使用すること」という規定があります。人為的には許可を得なくても勝手に使おうと思えば使えるケースもあると思いますが、自動的に誰かがUSBポートに外部記録媒体を差し込んだ途端にシステムとしてアラームが鳴るとか、規定上ではなく、運用上そのような対策を検討する余地があったり、あるいは既にそうした措置が講じられていたりするということであれば、教えていただきたいです。

【事 務 局】 前段の部分は後ほど回答しますが、USBポートに関しては、通常業務で使用する内部統合端末については、特定の端末のみUSBメモリ等を認識し、データの書き込みや取り込みが可能であるという取扱いになっています。アラート機能はないですが、USBポートに関してはそのような形で抑止をかけているという運用となっています。

【委 員】 わかりました。かなり以前にお伺いした状況と変わらないということですね。

【事 務 局】 はい。そのようにご認識いただければと思います。

それから、先ほどの紙媒体の取扱いについてですが、おそらく、情報セキュリティポリシーに委任している部分に関する指摘であるため、今後、情報セキュリティポリシーにきちんと規定があるかどうか確認を行い、もしも規定が存在しないのであれば、情報政策課と協議を行い、現在改定作業中である情報セキュリティポリシーの中に盛り込むか、それとも個人情報管理規程のどこかに盛り込むかを検討させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委 員】 わかりました。それで結構です。

【委 員】 国が出している指針を情報セキュリティ対策基準又は個人情報管理規程でつくり上げているというのがよくわかりました。

質問ですが、まず1つ目が、指針については、対策基準と管理規程、いずれも行

政内部における基準、内部的なルールであるものに影響があるかと思いますが、この2つの内部基準には少し性質的な差があるかどうかということです。というのは、対策基準のほうは取扱注意となっており、同じ内部基準でも位置づけや取扱いが違うのか、もしそういう違いがあれば教えていただきたいと思いました。

2つ目が、例えば第2章の管理体制のところ、総括保護管理者、保護管理者、監査責任者等と、様々なポジションの方の名称が出てくると思います。対策基準と管理規程とのそれぞれにおいて、一応対応するようなポジションはありますが、新しく制定するこの管理規程案では、むしろ指針のほうの文言を反映した名前になっていると思います。これは、特に対応する名前、例えば、新たな規定では監査責任者でも、従来からある対策基準では内部監査実施責任者といった具合に若干名称が異なるように見受けられる中で、それは別に何か混乱が生じるといった懸念事項はないのでしょうか。

3つ目が、指針の項目がほぼ網羅されているというふうに見受けられる中で、保有個人情報の適切な管理のための委員会の規定だけ、指針に対して対策基準も管理規程も対応する条項が空欄になっているのは、また別のルールで対応しているのか、あるいは不要なのかということについて確認させてください。

最後、4つ目が、管理規程案の第34条の関連で、漏えいがあった場合の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知についてです。送付資料の令和4年6月の個人情報保護委員会から出された通知を確認し、今回の諮問に特に関わるのは1番の項目だと思いますが、2番には漏えいと報告及び本人通知の義務化についてという項目が別途あり、ここでは個人情報保護委員会への報告手順を整備するなど確実にしてくださいという内容が触れられています。管理規程案の第34条に関わるころだと思いますが、少なくとも現在の規程案では、特にそういった手続については触れておらず、あくまでも報告しなければならないということしか想定にないように思います。

この通知で求められている報告手順の確実な整備というのは、また別の基準やルールがつけられるという理解でよいのでしょうか。

【事務局】 漏えい等の報告に関する本人通知等のやり方等について、おそらく情報セキュリティポリシーにおいては、副市長をトップとする管理規定的な報告手順については規定されているものと思いますが、今回改正する中で個人情報保護委員会に関する部分まで組み込んだ形で改正されれば、情報セキュリティポリシーにおける事故発生時の報告手順を横引きするか、それと全く同じものとして位置づけることが可能と考えています。しかし、管理規程より下位の規定事項である様式や手順に関する規定の整備まで手が回っておらず、規定し切れていないところがあります。

2つ目の質問について、第2章の管理体制の部分での対策基準と管理規程における名称が異なる点については、確かにご指摘のとおりであるという認識はあります。しかし、対策基準における名称については、基本的には、ある程度この名称で全庁的に浸透している部分もあり、どちらかという今回新たに整備する管理規程においてどのようにするかということを検討した中で、国が指針を定めていることを踏

まえると、規程案を作成する上では指針と合わせた方がわかりやすいのではないかと考えました。文言の違いはありますが、対策基準の所管課である情報政策課と調整して、齟齬が起こらないようにしています。

3つ目の質問について、資料3の3ページの(5)の「保有個人情報の適切な管理のための委員会」については、対策基準上も規定しておらず、今後どうすべきかというところはありませんが、現時点ではこの委員会について設ける想定がないということです。

1つ目の質問について、今回制定する規程の位置づけとして、市長決裁を経て、規程という形式で定めていく予定ですが、ほとんど規程に近い位置づけではあるものの、情報セキュリティポリシーはどのような位置づけなのかということはありません。

管理規程は外部に公表していくこととなるものの、一方で、情報セキュリティポリシーは安全管理措置の部分を深掘りして規定しているため、これについては外部に対して公表するような取扱いにしていけないという違いがあるような位置づけであるとご理解いただければと思います。

【委員】 わかりました。特に最後の点について、今回の管理規程案は、純粹に行政内部的なルールと思いましたが、市長が決定する条例に関する規則のように、外部にも公表される一定の拘束力を持つもので、内部基準ではないということがわかりました。

【会長】 ほかにはいかがでしょうか。それでは、まず初めに事務局から説明いただいたものがあり、第35条について委員から提案のあったシンプルな内容のものを原案とします。ただし、当該原案が様々な規律等から、事務局よりもともと資料として配付されているものの形式でないとならざるを得ないという場合にはやむを得ないということでそちらをもう1つの案とします。

一方で、その他に様々な提案のあった意見については現在改定作業中の情報セキュリティポリシーに反映できるものは反映し、また整合を取る必要がある部分については整合を取る形で、個人情報保護に関する規律や管理を適切に行っていただくということで、本審議会の答申としたいと思いますがいかがでしょうか。

[全委員からの同意あり]

【会長】 それでは、今申し上げたような取扱いとしたいと思います。今後、先ほどの第35条の点については実情に照らし、どちらの案をもとに制定するかは事務局に一任することといたします。ただし、もしも第35条を修正せず、原案ではなくもう1つの元々の案に戻すということであれば、別途各委員に報告をいただくということをお願いしたいと思います。

(3) 令和5年度の開示等状況について（令和5年10月～11月分）

[事務局より、令和5年10月～11月分の行政文書の開示等の状況について、資料に基づき、請求件数、請求に対する決定区分ごとの決定件数及び開示決定期限の延長を行った開示請求について説明を行った。]

[続いて、事務局より令和5年10月～11月分の保有個人情報の開示等の状況について、資料に基づき、開示請求以外の請求がなかったこと並びに請求件数及び請求に対する決定区分ごとの決定件数について説明を行った。併せて、死者情報の開示等請求についても同様に報告を行った。]

[その後、事務局より審査請求の状況について、資料に基づき、事案の概要、処理経過、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に対する答申の概要等について説明を行った。]

(4) CIMコラムについて

[事務局より、令和5年11月以降のCIMコラムの掲載状況について、資料に基づき報告を行った。その後、CIMコラム掲載テーマ案について、資料に基づき説明を行い、その後次のとおり質問等があった。]

【会 長】 質問等ありましたらお願いしたいと思います。前回提案のあったイルミネーションについて、残念ながらテーマとしては厳しいのではないかとありますがよろしいでしょうか。

【委 員】 状況はわかりました。掲載しないということで結構です。確認ですが、CIMコラムの古いものを見ようとすると、どこかで見ることにはできるのでしょうか。

【事務局】 CIMコラム単体という形ではありませんが、市のホームページで、平成25年1月以降分については市報のバックナンバーを見る形で確認いただけます。

【委 員】 わかりました。

【会 長】 ほかにはいかがでしょうか。それでは、まず報告いただいた1月の2件分については執筆の段階に入っているということ、そして2月以降のテーマについては前回までにテーマ案が提案されているものがある一方で、イルミネーションは残念ながら削除ということとなりました。それ以外のテーマ案はそのまま生かすということで採用としたいと思います。なお、掲載の順番については事務局で掲載時期を見計らい、掲載していただくということになると思います。

続いて、CIMコラムのテーマ提案について、前回も各委員から非常に多くのテーマをいただきましたけれども、新たなテーマ等がありましたら提案をいただきたいということで、新たにこのようなものはどうかというようなことがありましたら、提案をいただきたいのですがいかがでしょうか。

【委 員】 人権について、現在非常に関心のあるワードだという認識ですが、法務局も子どもたちに教育しないとなかなかものになっていかないということで、学校でももちろん教育の一環として取り扱っておりますが、人権擁護委員が小学校や中学校に訪問して人権教室というものをやっています。武蔵野市は割とこのあたりの地域でも熱心で、2月には法務局の支局のほうでインターンシップの大学生の方に人権教室を実際に見ていただくような企画もあります。ざっくりとしています。人権教室などの人権に関する取組についてテーマとして提案します。

【会 長】 ありがとうございます。直感的には人権教室というのは、何かすごくワードとしてもよいテーマではないかと思いましたが、事務局としていかがでしょうか。

【事務局】 市民活動推進課自体が人権に関する所管課でもあり、内容としても非常によいと思われる。人権教室をテーマとした場合、実際に記事化する際のボリューム感という部分もありますので、人権教室を目玉として出しつつ、それで1つの記事として成立するのであれば人権教室をトピックスとして、それ以外の人権施策についても触れるほうがよりよいものになるということであれば、事務局で提案の趣旨を損なわない中で調整したいと思います。分野としては「Ⅲ 平和・文化・市民生活」に該当するかと思いますので、掲載の方向で検討させていただければと思います。

【会 長】 ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

【委 員】 確認ですが、「Ⅱ 子ども・教育」の3段目の「児童養護施設退所後の支援」というテーマ案が取下げとなっていますが、この理由を教えてください。

【事務局】 児童養護施設退所後の支援について、18歳以降の行政としての所管を考えたとき、いわゆる子ども家庭部が対象とする子どもとしては、やはり児童福祉法などの兼ね合いで18歳までということが考えられます。対象年齢以降については、例えば障害のある方であれば、障害者福祉課などと引き続きつながっていく場合もあると思います。生活困窮がある場合には生活福祉課など、様々な関わり方はあると思いますが、なかなか退所後について引き続き所管課があると言われると、取材を受けるに適した所管課がないため、取り下げという経緯になりました。

【委 員】 実は、昨日都民連で民生委員の会合があったのですが、そこで、児童養護施設を退所する方たちに東京善意銀行から1人2万円のお祝い金を渡しているという話が出ました。民生委員も善意銀行への関わりはありますが、その財源も非常に苦しいということで、クラウドファンディングを始めたようですが、なかなか集まらないということもあるようです。武蔵野市内にも日赤の子どもの家とのぞみの家を卒業する高校生がいるわけですが、そういう方たちにこれからどのようにこれから援助ができるのかという疑問があったので確認しました。

【会 長】 ほかに何か提案はありますか。

【委 員】 所管課があるかどうかわからないのですが、AEDの市内の設置状況、普及状況というのはわかるものなんでしょうか。実は、武蔵野消防署の近くに住んでいますが、いざというときに消防署が近いとはいっても、走って取りに行く時間はないということで、マンション内の総会でAEDを設置することを決めました。その際に、マンション住民だけではなく、近隣の人も使えるように、セキュリティ扉の外側に設置するように決めました。そういうことも踏まえて、安心・安全のためにどこにAEDがあるのかということがマップみたいな形である程度わかればよいなど、掲載テーマになるかと思ったのですがいかがでしょうか。

【事務局】 おそらく所管課は安全対策課であり、何かしら周知をしていたと認識しています。テーマとしては非常に興味深いかなと思いますので、所管については事務局で確認し、取材できそうだとということであれば、ぜひテーマ案として決定していただければと考えています。

【委員】 よろしくお願ひします。

【会長】 ほかにはいかがでしょうか。それでは、今回、人権教室及びAEDの設置に関し、普及状況等についてテーマ案が提示されました。追加のテーマ案として検討いただきたいと思ひます。既に採用したテーマの掲載状況などを踏まえ、様々な調整もあると思ひますが、できる限り掲載できるような方向で事務局において検討いただきたいと思ひます。また、これ以降もCIMコラムのテーマ案について、また会議の際に発案いただければと思ひます。

(5) 旧個人情報保護審議会諮問事項の報告について

[事務局より、令和4年度まで旧個人情報保護審議会の諮問事項であつて、現情報公開・個人情報保護審議会に報告することとなっている事項に関する具体的な報告案件1件について報告を行った。]

(6) その他

[次回の開催日について、令和6年2月5日から同月9日までの間で調整することとした(その後、令和6年2月8日(木)午後6時30分からハイブリッド形式で開催することとした。)。]

以上